

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年5月26日
【会社名】	株式会社マキヤ
【英訳名】	MAKIYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 早川 紀行
【本店の所在の場所】	静岡県富士市大淵2373番地
【電話番号】	(代表) 0545-36-1000
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員管理本部長兼経理財務部長 竹島 剛
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士市大淵2373番地
【電話番号】	(代表) 0545-36-1000
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員管理本部長兼経理財務部長 竹島 剛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,677,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年5月26日開催の取締役会決議によります。本第三者割当は、当社が2026年5月26日付の取締役会決議に基づき行う金融商品取引法第27条の22の2以下に規定される当社普通株式（自己株式）の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立を条件として行われます。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分（以下「本自己株式処分」といい、本公開買付けと併せて「本取引」と総称します。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 当社と割当予定先である株式会社神戸物産（以下「割当予定先」又は「神戸物産」といいます。）は、2026年5月26日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を定める契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたします。
4. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,400,000株	1,677,200,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,400,000株	1,677,200,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,198	-	100株	2026年6月11日（木）～ 2026年7月15日（水）	-	2026年7月15日（水）～ 2026年7月31日（金）

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、総数引受契約の締結後、払込期間内に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
4. 払込期間の末日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなないこととなります。
5. 本第三者割当に関しては、2026年7月15日から2026年7月31日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社マキヤ 管理本部	静岡県富士市大淵2373番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 静岡支店	静岡県静岡市葵区御幸町8

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,677,200,000	500,000	1,676,700,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

3. 発行諸費用には弁護士費用及びアドバイザー費用を含めておりません。弁護士費用及びアドバイザー費用は、本自己株式処分が本公開買付けと相互に関連付けられているため、全て本公開買付けに要する資金として計上しています。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,676,700,000円につきましては、概ね以下の内容に充当する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
本公開買付けの決済資金のための借入れの返済資金	1,676,700,000円	2026年7月

(注) 当社は、本第三者割当により調達した資金の全てを、本公開買付けの決済資金のための借入れの返済に充当することを予定しております。なお、当該調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**1 第三者割当による自己株式の処分について**

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うこと（以下「神戸物産に対する自己株式処分」といいます。）について決議しております。

（神戸物産に対する自己株式処分の概要）

処分株式数	普通株式1,400,000株
処分価額	金1,198円
資金調達額	金1,677,200,000円
募集又は処分方法	第三者割当の方法により、株式会社神戸物産に全ての自己株式を割り当てます。
処分予定先	株式会社神戸物産
処分期日	2026年7月15日（水）～2026年7月31日（金）
その他	上記各項については、本公開買付けの成立を条件として行われます。 また、抛出する株式については、2026年5月26日開催の取締役会で決議されました自己株式の取得に係る事項において取得予定の自己株式を充当する予定でございます。

2 自己株式の取得について

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第41条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しております。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	4,343,900株
株式の取得価額の総額	4,478,560,900円
取得期間	2026年5月27日（水）から2026年7月31日（金）まで
取得方法	公開買付けの方法による

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社神戸物産
本店所在地	兵庫県加古川市加古川町平野125番1
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第40期（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日） 2026年1月28日近畿財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	普通株式128,000株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		一部のエリア内において業務スーパーのチェーン化を許諾する業務スーパーエリアライセンス契約に基づくライセンス取引があります。また、当社は割当予定先からプライベートブランド商品の仕入をしております。なお、2026年3月期において、当社から割当予定先に対してフランチャイズ加盟保証金159,300千円を差し入れております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日（2026年5月26日）現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

本資本業務提携の目的、理由

本資本業務提携は、本第三者割当とあわせて実施するものです。本資本業務提携は、当社と業務スーパー店の営業に関してエリアライセンス契約を締結している神戸物産との関係性強化を目的としています。なお、本第三者割当は本公開買付けの決済資金のための借入れの返済資金に充当することを目的としております。

本資本業務提携に至る経緯

当社は経営理念である『お客様の「毎日の生活」を、より豊かに、楽しく、健康で、快適にする、「より良い商品」を、「安心の価格（価値価格の安さ）」と「温かいサービス」でご提供し、社会に貢献する、「働き易い、高収益企業」になる！』の実現を目指し、お客様に喜ばれる「品揃え」「品質」「価格」「売り方」「サービス」「マネジメント」のさらなる磨き上げに取り組んでまいりました。また、売上高1,000億円企業へのSTEPを掲げた2025年3月期～2027年3月期中期経営取組施策である「収益性の拡大（売上高の拡大、経常利益率の改善）」、「資本効率の向上（ROE（自己資本利益率）の改善）」、「株主還元の実現（配当性向・DOE（自己資本配当率）の改善）」の達成に向け、各課題と対策に取り組んでおります。利益配分につきましては、新規出店投資、災害リスク対策、地域社会等への貢献及び環境対策投資等の将来の事業展望に備え、内部留保による企業体質の強化と、企業価値・株主価値の向上を図ることを、経営の最重要課題として位置づけており、株主の皆様には安定した配当を維持することが望ましいと考えております。また、営業利益率の改善など効率的な企業経営を通じ資本収益性を高めることにより、PBRの改善に取り組みながら利益配分を行っていくことを目指しており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。2026年3月期の配当につきましては、上記方針に基づき、中間配当は1株当たり15円で実施しており、期末配当は1株当たり15円の実施を決議しております。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的としております。

かかる状況の下、2024年5月下旬、当社株主である株式会社マキリ（以下「マキリ」といいます。本有価証券届出書提出日現在の所有株式数4,343,800株、所有割合（注1）：43.42%）より、現金化を目的として、その所有する当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全部である4,343,800株（所有割合：43.42%）

(以下「売却意向株式」といいます。)を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、マキリは、2022年6月に当社取締役を退任した矢部利久氏が代表取締役を務める当社創業者一族の資産管理会社であり、当社の主要株主である筆頭株主です。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2026年5月12日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載の2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数(10,540,200株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(535,193株)を控除した株式数(10,005,007株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、同じです。

これを受け、当社は、相当数の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を考慮しつつ、2024年6月上旬より、売却意向株式を自己株式として取得すること、売却意向株式の引き受け先の探索などの検討を開始いたしました。

かかる状況の中、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)や自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる結論に至りました。自己株式の具体的な取得方法に関しては、相当数の自己株式を取得することを前提に、株主間の平等性、取引の透明性、当社にとっての経済合理性及び本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益保護も踏まえ、当社の資本政策面の観点から検討を重ねました。その結果、公開買付けであれば、マキリ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できることなど、株主間の平等性の観点から問題がない点、法令等に従った公開買付けの手続きに従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場株価とする必要があり、任意の公開買付価格を設定することができる公開買付けとは異なって市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することができないため、経済合理性の観点から当社にとって公開買付けより優位な選択肢とはならない点、また、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格による当社普通株式の買付けが可能である公開買付けを選択することが本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益に資することから、公開買付けの方法により当社普通株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

一方で、売却意向株式を自己株式として取得する場合に要する資金は、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の当社の手元流動性(現金及び預金)の3,401百万円(手元流動性比率:0.4月(注2))を超えることが想定され、資金調達方法についても検討いたしましたが、その全額を銀行借入で調達する場合の財務健全性への影響を勘案し、当該取得予定の自己株式の一部を用いた資金調達を検討するに至りました。

(注2) 「手元流動性比率」とは、本決算短信に記載の2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本決算短信から計算される2026年3月期の1ヶ月当たりの月商(2026年3月期の連結営業収益を12で除した数)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。以下、同じです。

かかる検討を行う中、2025年3月上旬に、当社と業務スーパー店の営業に関してフランチャイズ契約を締結している神戸物産との面談の機会を得、神戸物産の業務スーパーを中心として事業の継続的な成長を目指す中期的な経営戦略に関する見解を伺うとともに、その経営戦略の中で当社とのさらなるフランチャイズ店舗の出店や資本業務提携を含む神戸物産と当社との関係性の強化の可能性も探りたい旨の意向を伺いました。

神戸物産は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場する企業であり、連結子会社25社及び非連結子会社1社により構成される企業集団(以下「神戸物産グループ」といいます。)の中核企業とのことです。神戸物産グループは、業務スーパー用商品の製造、卸売及び小売業を営み、業務スーパー店舗をフランチャイズ方式で展開する他、外食・中食事業及び再生可能エネルギー事業も展開しているとのことです。神戸物産グループは、「食の製販一体体制」の確立を達成するべく、積極的なM&Aを行い、原材料の調達からオリジナル商品の開発、販売に至るまでを一貫して行う経営の基本方針の下、中期ビジョンとして、プライベートブランド商品を強化し、業務スーパーを中心として、事業の継続的な成長を目指すことを掲げ、「外食・中食事業の拡大」、「国内プライベートブランド商品の生産能力強化」及び「業務スーパーの継続的な成長」を中期的な経営戦略の基本方針としているとのことです。なお、本有価証券届出書提出日現在、当社は、業務スーパー等のフランチャイズ契約における安定的な取引関係の維持・強化を保有目的として、2004年9月29日以降、神戸物産の普通株式128,000株(神戸物産株式所有割合(注3):0.06%)を所有しております。

(注3) 「神戸物産株式所有割合」とは、神戸物産が2026年3月13日に公表した「2026年10月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の2026年1月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数(273,600,000株)から同日現在の神戸物産が所有する自己株式数(51,836,859株)を控除した株式数(221,763,141株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

かかる神戸物産の意向に対し、当社は、神戸物産との関係性の強化の是非や売却意向株式に関する対応への影響などの社内の議論を深めることとし、2025年9月16日までの間、進捗報告の面談を除き、神戸物産との具体的な交渉は行っておりませんでした。上記2025年3月上旬の神戸物産との面談時の同社の経営戦略に関する見解に共感したこと、神戸物産との関係性強化は当社の中期経営取組施策の達成にも資すること、かかる関係性の強化を資本業務提携により実現できた場合、上記のとおり、取得予定の自己株式を用いた資金調達も可能となることから、2025年9月上旬、神戸物産との資本業務提携は有力な選択肢であるとの考えに至りました。そこで、当

社は、2025年9月16日の神戸物産との面談において、神戸物産の意向に対し、当社としても資本業務提携を含む神戸物産と当社との関係性の強化の可能性について、前向きに検討したい旨を口頭で伝えました。このような当社の意向を踏まえ、2025年9月22日に実施した神戸物産との面談において、神戸物産から、当社との資本業務提携により生まれるシナジーについて検討したところ、以下のシナジーが見込まれるとの見解が示されました。

- a) 神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトパック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討
- b) 両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ
- c) 神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討

かかる神戸物産の意向や見解を踏まえ、当社において、2025年9月下旬から、神戸物産との資本業務提携の可能性につき初期的な検討を開始しました。具体的には、神戸物産における事業内容や、神戸物産と資本業務提携することで発生し得るシナジーの検討、神戸物産と資本業務提携することで得られる資金による当社の財務健全性への影響の検討などを行いました。

当社での検討の結果、上記a)からc)のシナジーは、当社の中期経営取組施策の達成に資するものであり、かつ、神戸物産との資本業務提携による資金調達、当社の財務健全性の維持に有効であるとの結論に至りました。また、神戸物産との資本業務提携においては、取得予定の自己株式を用いた第三者割当による自己株式の処分の方法とすること、当社の財務健全性の維持の観点から、当社の上場会社としての独立性の維持の観点から、本取引後に当社が神戸物産の持分法適用会社に該当しないよう、神戸物産に対して1,400,000株(本取引後所有割合(注4):19.83%)の割り当てを行うことを前提に交渉を行う方針といたしました。

(注4) 「本取引後所有割合」とは、本決算短信に記載の2026年3月31日現在の普通株式に係る発行済株式総数(10,540,200株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(535,193株)及び本公開買付けにより取得する自己株式数(4,343,800株)を控除し、本自己株式処分により神戸物産に割り当てられる株式数(1,400,000株)を加算した株式数(7,061,207株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

上記検討の結果を踏まえ、2025年10月2日に、当社は、神戸物産に対し、上記内容を口頭で伝えたところ、神戸物産からは具体的な協議に入りたいとの前向きな意向が示されたことから、当社がマキリから売却意向株式を取得し、自己株式とする取引が成立することを前提条件として、神戸物産を割当先とする当社普通株式1,400,000株(本取引後所有割合:19.83%)の本自己株式処分及び当社と神戸物産との本資本業務提携の具体的な協議を開始いたしました。

かかる状況の下、2025年11月13日に、当社は、マキリに対して、当社と神戸物産が本自己株式処分について合意に至ることを前提として、売却意向株式を自己株式として取得する意向がある旨を口頭で伝えたところ、マキリからは具体的な協議に入りたいとの前向きな意向が示されたことから、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法としての本公開買付けの実施に向けた具体的な協議を開始いたしました。

また、マキリとの交渉と並行して実施していた神戸物産との協議において、当社の上場会社としての独立性を維持・尊重しつつ、両社がこれまで築いてきたフランチャイズ契約に基づく協力関係を、資本及び業務の両面でさらに強固なものとするを目的とし、双方のノウハウ融合による即食・簡便ニーズに対応した惣菜ラインナップの拡充や、共同仕入れによるスケールメリットを生かした仕入れコストの削減など、両社の提携により、お客様のニーズに合った質の高いサービスを提供するとともに、両社の企業価値向上を目指すべく、本公開買付けの成立を条件として本自己株式処分及び本資本業務提携を行う旨、2026年5月22日に合意に至りました。なお、同日、本自己株式処分については、1株あたりの払込金額は本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の前営業日である5月25日の当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうちいずれが高い額とし、割り当てる当社普通株式数は1,400,000株(本取引後所有割合:19.83%)とすることで合意しております。

資金調達の方法として第三者割当を選定した理由

上記「本資本業務提携に至る経緯」に記載のとおり、本公開買付けの決済資金のための借入れの返済資金に係る資金の調達方法の検討を行ってまいりました。当該資金は、当社が2026年5月12日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の2026年3月31日現在の当社の手元流動性(現金及び預金)の3,401百万円(手元流動性比率0.4月)を超えることが想定され、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達方法についても検討いたしましたが、その全額を銀行借入れで調達する場合の自己資本比率の低下を勘案し、当該取得予定の自己株式を用いた株式による資金調達を行うことにより自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性を確保するという当社のニーズに最も合致しているものと判断いたしました。

一方で、第三者割当増資を行う場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、本自己株式処分における処分株式数1,400,000株(議決権数14,000個)は、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数10,540,200株の13.28%(小数点第三位を四捨五入)、2026年3月31日現在の当社議決権総数100,024個の14.00%(小数点第三位を四捨五入)に相当するものです。しかしながら、当社としては、本第三者割当により調達した資金を上記の

資金使途に充当することにより、今後の当社の企業価値向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、当社は、本公開買付けにより、本第三者割当て処分予定の当社普通株式を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせないこととしております。以上より、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

更に、上記のとおり、神戸物産との業務提携関係をより強固なものとするために、資本提携まで行うことが、当社の中長期的な成長に資するものであると判断しております。

本資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当てにより、割当て予定先に対して、当社の普通株式1,400,000株(当社の発行済株式総数(当社が保有する自己株式を除く。))の13.99%(小数点以下第3位を四捨五入。持株比率について以下同じです。))を割り当てます。

なお、当社は、本資本業務提携契約において以下の合意をしております。

神戸物産は、当社に対し、本資本業務提携契約の締結日以降、以下の事項を遵守することを約束する。

a) 当社の株式の譲渡制限に係る合意

神戸物産は、自らの保有する当社の株式の全部又は一部について第三者に対する譲渡、移転、承継、担保権の設定その他の方法により処分(以下「譲渡等」という。)してはならない。

上記にかかわらず、神戸物産は、本資本業務提携契約の締結日から譲渡等禁止期間が経過した以降、本資本業務提携契約の規定に従うことを条件として、自らの保有する当社の株式の全部又は一部を譲渡等することができる。譲渡等禁止期間経過後、神戸物産が自らの保有する当社の株式の全部又は一部の譲渡等を希望する場合、当社及び神戸物産は、事前の両当事者間の合意によりその条件・方法・時期・相手方等を定めるものとする。

また、神戸物産は、譲渡等禁止期間経過後に、その保有する当社の株式の全部又は一部を第三者に売却することを希望する場合、当社は、一定の手続・条件で、当社又は当社の指定する第三者において買い取ることができ旨の先買権を有する。

b) 当社の株式の追加取得禁止に係る合意

神戸物産は、本第三者割当ての払込み(以下「本クロージング」という。)後、自ら及びその子会社、関連会社その他の関係会社をして、本クロージング時点における当社の議決権保有比率(神戸物産及びその子会社、関連会社その他の関係会社の保有する当社の株式の合計数の当社の発行済株式(自己株式を除く。))に対する割合をいい、以下「本議決権保有比率」という。)を上昇させることとなる行為(組織再編行為により株式等を承継する場合を含む。)を行わず、かつ、行わせないものとする。

神戸物産が、これに違反して、神戸物産の本議決権保有比率が本クロージング時点の本議決権保有比率を超えて上昇した場合には、実務上可能な限り速やかに神戸物産の本議決権保有比率を本クロージング時点の本議決権保有比率以下となるよう、法令等上許容される範囲で株式の売却を含む必要な措置を講じなければならない。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携を通じて、当社と神戸物産グループとの間で協業等を企図している事項は、以下のとおりです。なお、神戸物産グループが行う事業には当社の事業と同一の分野の事業が含まれていますが、本資本業務提携は両社の事業を制約するものではありません。また、当社と割当て予定先との間での役員派遣の予定はございません。

a) 神戸物産グループの総菜事業「馳走菜」への当社の強みであるアウトパック商品の導入、及び当該店舗の出店拡大の検討

b) 両社の仕入れネットワークを活用した共同仕入れ

c) 神戸物産グループが注力する都市型小型店の出店を含めた、神戸物産グループのフランチャイズ加盟店としての当社における業務スーパーの出店検討

d) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,400,000株

e) 株券等の保有方針

当社は、割当て予定先である神戸物産から、本第三者割当てにより取得する当社普通株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しており、上記「c) 割当て予定先の選定理由 本資本業務提携の内容 (1) 資本提携の内容」に記載のとおり、当社は、神戸物産との間で締結する本資本業務提携契約において、神戸物産は、その保有する当社の株式の全部又は一部について、本資本業務提携契約の締結日から5年間(以下「譲渡等禁止期間」

といたします。)、第三者に対する譲渡、移転、承継、担保権の設定その他の方法により処分してはならないことを合意しております。

神戸物産は、譲渡等禁止期間が経過した以降、本資本業務提携契約の規定に従うことを条件として、自らの保有する当社の株式の全部又は一部を譲渡等することができるとされていますが、譲渡等禁止期間経過後、神戸物産が自らの保有する当社の株式の全部又は一部の譲渡等を希望する場合、当社及び神戸物産は、事前の両当事者間の合意によりその条件・方法・時期・相手方等を定めるものとするものとされています。また、神戸物産が、譲渡等禁止期間経過後に、その保有する当社の株式の全部又は一部を第三者に売却することを希望する場合、当社は、一定の手続・条件で、当社又は当社の指定する第三者において買い取ることを請求することができる旨の先買権を有します。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、神戸物産から、本第三者割当に係る払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、神戸物産が2026年1月28日に近畿財務局長宛に提出している第40期有価証券報告書(自2024年11月1日至2025年10月31日)に記載の連結貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である神戸物産との間で締結する本資本業務提携契約において、割当予定先から、割当予定先が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。

また、神戸物産は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、神戸物産が東京証券取引所に提出した2026年1月30日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社は当該内容及び基本的な方針を確認したことから、神戸物産及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、当社は、割当予定先との間で締結する本資本業務提携契約において、自らの保有する当社の株式の全部又は一部について第三者に対する譲渡、移転、承継、担保権の設定その他の方法により処分してはならないことを合意しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における払込価額（以下「本処分価額」といいます。）は、割当予定先である神戸物産との協議を経て、本自己株式処分の実施に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月25日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値1,198円といたしました。

当社が過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準といたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決することとされておりますが、当社にとって本処分価額を有利な価額とすべく、神戸物産との交渉・協議において、本取締役会決議日の前営業日終値、同日までの過去1ヶ月間、又は過去3ヶ月間の各終値の単純平均値のうち最も高い価額を本処分価額とすべく交渉を行った結果、本取締役会決議日の前営業日終値、又は同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値のいずれか高い方を本処分価額とすることで合意したため、前営業日の終値が1,195円、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値が1,198円であることを確認した上で、本処分価額を過去1ヶ月間の終値の単純平均値と決定したものです。

なお、本処分価額（1,198円）は、本取締役会決議日の前営業日（2026年5月25日）終値である1,195円に対して0.25%のプレミアム、本取締役会決議日の直前3ヶ月間（2026年2月26日から2026年5月25日まで）の終値単純平均である1,213円に対して1.24%のディスカウント、本取締役会決議日の直前6ヶ月間（2025年11月26日から2026年5月25日まで）の終値単純平均である1,219円に対して1.72%のディスカウントとなります。

当社は、本処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な払込金額には該当しないと判断しております。

また、本処分価額の決定にあたっては、当社監査等委員会より、上記記載と同様の理由により当該払込金額の算定根拠には合理性があり、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な払込金額には該当せず、本処分価額は適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分を行う場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、本自己株式処分における処分株式数1,400,000株（議決権数14,000個）は、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数10,540,200株の13.28%（小数点第三位を四捨五入）、2026年3月31日現在の当社議決権総数100,024個の14.00%（小数点第三位を四捨五入）に相当し、これにより一定の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社としては、本自己株式処分により調達した資金を上記の資金使途に充当することは、自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性の確保を図り、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであり、本自己株式処分はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主にも十分な利益をもたらすことができると判断しております。また、当社は、本公開買付けにより、本自己株式処分では処分予定の当社普通株式を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせないこととしております。

以上より、今回の処分数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社神戸物産	兵庫県加古川市加古川町平野 125番1	-	-	1,400,000	19.83%
マキヤ取引先持株会	静岡県富士市大淵2373番地	741,000	7.41%	741,000	10.50%
公益財団法人マキヤ奨学会	静岡県富士市大淵2373番地	700,000	7.00%	700,000	9.92%
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目 10番地	495,500	4.95%	495,500	7.02%
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	489,800	4.90%	489,800	6.94%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	141,718	1.42%	141,718	2.01%
矢部 伸泰	静岡県沼津市	128,630	1.29%	128,630	1.82%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1 番1号	114,000	1.14%	114,000	1.62%
今年明	東京都足立区	109,972	1.10%	109,972	1.56%
万葉倶楽部株式会社	神奈川県小田原市栄町一丁目14 番48号	103,000	1.03%	103,000	1.46%
計	-	3,023,620	30.23%	4,423,620	62.67%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数100,024個に、本公開買付けにより減少する議決権数43,438個を控除し、本第三者割当により増加する議決権数14,000個を加えた数を分母として算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第73期、提出日2025年6月30日）及び半期報告書（第74期中、提出日2025年11月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年5月26日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第73期有価証券報告書の提出日（2025年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月26日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（2025年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年6月27日開催の当社第73期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり変更を行うものであります。

(1) グループ経営の効率化を図ることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を静岡県沼津市から実際の業務を行っている静岡県富士市に変更するものであります。当変更は2025年8月31日までに開催される取締役会において別途決定した日をもって効力を生じるものといたします。

(2) 取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更をするものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をするものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

川原崎康雄、早川紀行、竹島剛、篠原忠夫、佐藤学、鈴木慎司、阪口裕司及び戸野谷宏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
向眞生、竹川英辰、志方和歌子を監査等委員である取締役に選任するものであります。
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とするものであります。
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とするものであります。
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件
監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等を第4号議案においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内とし、譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年3万株以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	72,496	270	-	(注)1	可決 99.63
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 川原崎 康雄	72,119	647	-	(注)2	可決 99.11
早川 紀行	72,183	583	-		可決 99.20
竹島 剛	72,204	562	-		可決 99.23
篠原 忠夫	72,195	571	-		可決 99.22
佐藤 学	72,185	581	-		可決 99.20
鈴木 慎司	72,071	695	-		可決 99.04
阪口 裕司	72,077	689	-		可決 99.05
戸野谷 宏	72,107	659	-	可決 99.09	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 向 眞生	72,101	665	-	(注)2	可決 99.09
竹川 英辰	72,098	668	-		可決 99.08
志方 和歌子	72,130	636	-		可決 99.13
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	72,086	680	-	(注)3	可決 99.07
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	72,089	677	-	(注)3	可決 99.07
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件	72,122	644	-	(注)3	可決 99.11

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要

第74期連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業績の概要

2026年5月12日開催の取締役会で承認され、2026年5月12日に公表した第74期連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,455,840	3,401,577
売掛金	2,123,501	2,317,844
商品	5,908,054	5,659,177
その他	418,731	452,694
貸倒引当金	199	204
流動資産合計	12,905,928	11,831,089
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	29,389,764	30,809,438
減価償却累計額	19,738,471	20,129,778
建物及び構築物（純額）	9,651,293	10,679,659
機械装置及び運搬具	405,420	395,048
減価償却累計額	380,542	378,165
機械装置及び運搬具（純額）	24,878	16,883
工具、器具及び備品	557,703	592,006
減価償却累計額	503,451	505,406
工具、器具及び備品（純額）	54,252	86,599
土地	8,145,493	9,373,667
リース資産	3,068,169	3,472,875
減価償却累計額	1,916,437	1,997,035
リース資産（純額）	1,151,732	1,475,840
その他	272,234	96,275
有形固定資産合計	19,299,884	21,728,926
無形固定資産		
のれん	1,566,574	1,370,752
リース資産	10,266	6,266
その他	722,727	642,404
無形固定資産合計	2,299,567	2,019,423
投資その他の資産		
投資有価証券	1,420,989	1,917,298
繰延税金資産	540,563	382,895
退職給付に係る資産	191,720	289,550
敷金及び保証金	3,141,475	2,665,491
その他	28,256	8,860
貸倒引当金	1,000	-
投資その他の資産合計	5,322,005	5,264,097
固定資産合計	26,921,457	29,012,446
資産合計	39,827,386	40,843,536

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,832,495	6,553,953
短期借入金	1,985,811	1,815,243
リース債務	393,134	472,741
未払金	1,732,318	2,162,744
未払法人税等	462,602	439,048
契約負債	824,645	809,763
賞与引当金	138,834	136,549
役員賞与引当金	5,190	5,737
その他	368,588	218,729
流動負債合計	12,743,622	12,614,512
固定負債		
長期借入金	3,007,388	2,275,475
リース債務	883,572	1,186,908
退職給付に係る負債	580,435	558,753
資産除去債務	1,330,214	1,328,354
その他	486,814	477,846
固定負債合計	6,288,426	5,827,338
負債合計	19,032,049	18,441,850
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,198,310	1,198,310
資本剰余金	1,086,263	1,088,937
利益剰余金	18,146,729	19,342,517
自己株式	438,263	428,966
株主資本合計	19,993,038	21,200,799
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	697,034	1,040,678
退職給付に係る調整累計額	105,263	160,208
その他の包括利益累計額合計	802,297	1,200,886
純資産合計	20,795,336	22,401,685
負債純資産合計	39,827,386	40,843,536

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	88,820,567	93,044,184
売上原価	67,731,570	71,433,644
売上総利益	21,088,997	21,610,540
営業収入		
不動産賃貸収入	627,457	629,297
営業総利益	21,716,454	22,239,838
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,717,623	2,952,670
給料及び手当	5,628,340	5,783,103
賞与引当金繰入額	138,849	136,549
退職給付費用	49,981	33,805
役員退職慰労引当金繰入額	2,060	-
水道光熱費	1,481,236	1,500,386
不動産賃借料	2,127,114	2,055,377
その他	7,304,545	7,644,153
販売費及び一般管理費合計	19,449,751	20,106,045
営業利益	2,266,702	2,133,793
営業外収益		
受取利息	471	2,345
受取配当金	27,306	39,069
受取手数料	66,317	65,873
仕入割引	6,364	5,972
設備投資支援金	-	59,000
移転補償金	-	74,200
リサイクル収入	47,127	47,074
その他	56,633	65,484
営業外収益合計	204,219	359,021
営業外費用		
支払利息	38,463	51,698
支払保証料	-	712
株主優待費用	23,366	24,303
固定資産処分損	9,420	13,593
消費税差額	26,122	21,414
その他	7,357	6,739
営業外費用合計	104,729	118,462
経常利益	2,366,193	2,374,351
特別利益		
資産除去債務戻入益	-	27,382
特別利益合計	-	27,382
特別損失		
減損損失	161,350	75,585
店舗閉鎖損失	-	102,498
特別損失合計	161,350	178,083
税金等調整前当期純利益	2,204,842	2,223,650
法人税、住民税及び事業税	782,392	772,767
法人税等調整額	74,707	19,897
法人税等合計	707,684	752,869
当期純利益	1,497,158	1,470,781
親会社株主に帰属する当期純利益	1,497,158	1,470,781

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	1,497,158	1,470,781
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	118,744	343,644
退職給付に係る調整額	23,510	54,944
その他の包括利益合計	142,254	398,588
包括利益	1,639,413	1,869,370
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,639,413	1,869,370
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,198,310	1,083,637	16,874,322	446,350	18,709,919
当期変動額					
剰余金の配当			224,751		224,751
親会社株主に帰属する当期純利益			1,497,158		1,497,158
自己株式の取得				88	88
自己株式の処分		2,626		8,175	10,801
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2,626	1,272,406	8,086	1,283,119
当期末残高	1,198,310	1,086,263	18,146,729	438,263	19,993,038

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	578,290	81,752	660,042	19,369,962
当期変動額				
剰余金の配当				224,751
親会社株主に帰属する当期純利益				1,497,158
自己株式の取得				88
自己株式の処分				10,801
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	118,744	23,510	142,254	142,254
当期変動額合計	118,744	23,510	142,254	1,425,374
当期末残高	697,034	105,263	802,297	20,795,336

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,198,310	1,086,263	18,146,729	438,263	19,993,038
当期変動額					
剰余金の配当			274,992		274,992
親会社株主に帰属する当期純利益			1,470,781		1,470,781
自己株式の取得					
自己株式の処分		2,673		9,297	11,971
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2,673	1,195,788	9,297	1,207,760
当期末残高	1,198,310	1,088,937	19,342,517	428,966	21,200,799

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	697,034	105,263	802,297	20,795,336
当期変動額				
剰余金の配当				274,992
親会社株主に帰属する当期純利益				1,470,781
自己株式の取得				-
自己株式の処分				11,971
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	343,644	54,944	398,588	398,588
当期変動額合計	343,644	54,944	398,588	1,606,348
当期末残高	1,040,678	160,208	1,200,886	22,401,685

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,204,842	2,223,650
減価償却費	1,409,494	1,555,784
減損損失	161,350	75,585
のれん償却額	195,821	195,821
貸倒引当金の増減額(は減少)	23	994
賞与引当金の増減額(は減少)	23,536	2,285
役員賞与引当金の増減額(は減少)	719	547
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	16,319	10,154
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	30,142	29,506
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	114,820	-
受取利息及び受取配当金	27,777	41,415
支払利息及び支払保証料	38,463	52,410
設備投資支援金	-	59,000
移転補償金	-	74,200
店舗閉鎖損失	-	102,498
売上債権の増減額(は増加)	213,883	194,342
棚卸資産の増減額(は増加)	186,989	262,086
仕入債務の増減額(は減少)	405,363	278,541
契約負債の増減額(は減少)	67,044	14,882
未払消費税等の増減額(は減少)	45,482	49,132
その他	85,474	45,924
小計	3,940,799	3,759,854
利息及び配当金の受取額	27,777	41,258
利息及び保証料の支払額	39,440	52,828
法人税等の支払額	824,759	790,899
移転補償金の受取額	-	74,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,104,377	3,031,585
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	100,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,346,188	2,953,412
敷金及び保証金の差入による支出	17,903	174,100
敷金及び保証金の回収による収入	3,920	625,215
設備投資支援金の受取額	-	59,000
その他	11,640	2,238
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,371,812	2,545,535
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	308,099	-
長期借入れによる収入	1,500,000	700,000
長期借入金の返済による支出	1,770,242	1,602,481
リース債務の返済による支出	430,524	462,871
自己株式の取得による支出	88	-
配当金の支払額	224,218	274,959
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,233,174	1,640,312
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	499,390	1,154,263
現金及び現金同等物の期首残高	3,956,449	4,455,840
現金及び現金同等物の期末残高	4,455,840	3,301,577

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（会計方針の変更に関する注記）

（棚卸資産の評価方法の変更）

当社の連結子会社である株式会社ユージュアルにおける、商品の評価方法は、従来、売価還元法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりましたが、在庫管理システムの刷新に伴い、従来困難であった移動平均法による個別の原価算出が可能となったことにより、より適切な期間損益計算を実現できると判断したため、当連結会計年度より移動平均法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）に変更しております。

なお、過去の連結会計年度において移動平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として計算しております。

また、当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響額は軽微であります。

（セグメント情報等の注記）

[セグメント情報]

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しております。

当社グループは、食品、家庭用品、DIY用品等の一般消費財の仕入販売及びこれらの付随業務を行っており、事業部を基礎とした複数事業セグメントから構成されています。

したがって、当社グループは、事業セグメントを基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「小売業」、「不動産賃貸事業」及び「EC事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)2・3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	小売業	不動産賃貸 事業	EC事業	計		
営業収益(注)1						
物品販売(フード)	65,532,514	-	-	65,532,514	-	65,532,514
物品販売(ノンフード)	16,184,919	-	-	16,184,919	-	16,184,919
物品販売(EC事業)	-	-	7,103,133	7,103,133	-	7,103,133
不動産賃貸等	217,926	409,530	-	627,457	-	627,457
計	81,935,360	409,530	7,103,133	89,448,024	-	89,448,024
顧客との契約から生じる収益	81,717,433	-	7,103,133	88,820,567	-	88,820,567
その他の収益	217,926	409,530	-	627,457	-	627,457
外部顧客への営業収益	81,935,360	409,530	7,103,133	89,448,024	-	89,448,024
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	81,935,360	409,530	7,103,133	89,448,024	-	89,448,024
セグメント利益又は損失()	2,707,376	149,988	122,236	2,735,129	468,426	2,266,702
セグメント資産	33,757,218	2,037,401	2,499,384	38,294,005	1,533,380	39,827,386
その他の項目						
減価償却費	1,361,925	20,623	8,145	1,390,694	18,799	1,409,494
のれん償却額	-	-	195,821	195,821	-	195,821
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,252,424	4,921	-	2,257,345	124,017	2,381,362

(注)1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計金額であります。なお、連結損益計算書の不動産賃貸収入のうち、当社店舗の敷地内で営業するテナント等の収入については、「小売業」セグメントに含めております。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 468,426千円は、その全額が全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額1,533,380千円は、その全額が全社資産であります。全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。

4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)2・3	連結財務諸表 計上額 (注)4
	小売業	不動産賃貸 事業	EC事業	計		
営業収益(注)1						
物品販売(フード)	69,419,712	-	-	69,419,712	-	69,419,712
物品販売(ノンフード)	15,896,594	-	-	15,896,594	-	15,896,594
物品販売(EC事業)	-	-	7,727,877	7,727,877	-	7,727,877
不動産賃貸等	218,768	410,529	-	629,297	-	629,297
計	85,535,075	410,529	7,727,877	93,673,482	-	93,673,482
顧客との契約から生じる収益	85,316,306	-	7,727,877	93,044,184	-	93,044,184
その他の収益	218,768	410,529	-	629,297	-	629,297
外部顧客への営業収益	85,535,075	410,529	7,727,877	93,673,482	-	93,673,482
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	85,535,075	410,529	7,727,877	93,673,482	-	93,673,482
セグメント利益又は損失()	2,521,040	159,815	117,483	2,563,372	429,579	2,133,793
セグメント資産	34,635,344	2,351,537	2,378,348	39,365,229	1,478,306	40,843,536
その他の項目						
減価償却費	1,502,941	26,379	7,806	1,537,128	18,655	1,555,784
のれん償却額	-	-	195,821	195,821	-	195,821
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,507,911	348,968	20,826	3,877,705	148,860	4,026,565

- (注)1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計金額であります。なお、連結損益計算書の不動産賃貸収入のうち、当社店舗の敷地内で営業するテナント等の収入については、「小売業」セグメントに含めております。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 429,579千円は、その全額が全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
3. セグメント資産の調整額1,478,306千円は、その全額が全社資産であります。全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。
4. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	小売業	不動産賃貸 事業	EC事業	計		
減損損失	161,350	-	-	161,350	-	161,350

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	小売業	不動産賃貸 事業	EC事業	計		
減損損失	75,585	-	-	75,585	-	75,585

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	小売業	不動産賃貸 事業	EC事業	計		
のれんの償却額	-	-	195,821	195,821	-	195,821
のれんの未償却残高	-	-	1,566,574	1,566,574	-	1,566,574

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	小売業	不動産賃貸 事業	EC事業	計		
のれんの償却額	-	-	195,821	195,821	-	195,821
のれんの未償却残高	-	-	1,370,752	1,370,752	-	1,370,752

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

（1株当たり情報の注記）

	前連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当連結会計年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	2,080円90銭	2,239円04銭
1株当たり当期純利益	149円86銭	147円05銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	当連結会計年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,497,158	1,470,781
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,497,158	1,470,781
普通株式の期中平均株式数（千株）	9,990	10,001

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年3月31日）	当連結会計年度 （2026年3月31日）
連結貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	20,795,336	22,401,685
普通株式に係る純資産額（千円）	20,795,336	22,401,685
普通株式の発行済株式数（千株）	10,540	10,540
普通株式の自己株式数（千株）	546	535
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	9,993	10,005

（重要な後発事象の注記）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第73期）	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 東海財務局長に提出
半期報告書	事業年度 （第74期中）	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社マキヤ

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松島 康治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 博生

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マキヤの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤ及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ユージュアルに係るのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「（重要な会計上の見積り）のれんの評価」に記載されているとおり、株式会社マキヤ（以下「会社」という。）は当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれんを1,566,574千円計上している。当該のれんは、2024年3月期において、会社が株式会社ユージュアル（以下「ユージュアル社」という。）の株式を取得した際に計上されたものであり、9年間の均等償却を行っている。</p> <p>会社は、ユージュアル社の事業計画の達成状況等を確認し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローとのれんを含む資産グループの帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしている。なお、ユージュアル社の株式を取得した際の同社に係る事業計画において、取得後当初はのれん償却費を加味した営業損益がマイナスとなることが予定されているが、実際のマイナスの額が著しく下方に乖離していない場合には、減損の兆候には該当しないものとしている。</p> <p>また、会社は、事業計画で見込まれていた将来の成長が達成されない場合や事業計画の前提となった経営環境に著しい悪化が認められた場合、あるいはそのような見込みがある場合には減損の兆候があると認め、減損損失の認識の要否を判定することとしている。</p> <p>事業計画からの著しい下方乖離の有無や、将来の経営環境の著しい悪化の見込みなど、のれんの減損の兆候が認められるか否かは、経営者の主観的な判断を伴うものである。さらに、事業計画には、売上高及び営業利益の将来予測が含まれており、その重要な仮定は売上高成長率及び売上総利益率であるが、当該予測は外部環境の変化等による不確実性及び経営者の判断を伴う。</p> <p>加えて、ユージュアル社に係るのれんの残高は金額的重要性が高いことから、減損の兆候判定が適切に行われない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、ユージュアル社に係るのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、ユージュアル社に係るのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、主として以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>のれんの減損の兆候判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に減損の兆候判定に用いられる事業計画について、その信頼性を検証すべき内部統制が構築され、運用されているか否かを評価することに焦点を当てた。</p> <p>(2) 減損の兆候に関する判断の妥当性の評価</p> <p>のれんの減損の兆候が認められるか否かに関する会社の判断の妥当性について、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前連結会計年度にのれんの評価に用いられた事業計画における当連結会計年度の営業損益と実績を比較し、乖離がある場合には、乖離の要因について経営者に質問を実施するとともに、その理由の合理性を検討した。 翌連結会計年度以降の事業計画の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ユージュアル社の成長戦略等についての経営者との討議 重要な仮定である売上高成長率及び売上総利益率について、過去の実績、EC事業マーケットの成長率及びその他の関連する諸要因との比較

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社マキヤの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社マキヤが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社マキヤ

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人 東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松島 康治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本 博生

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マキヤの2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式（株式会社ユージュアル）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「（重要な会計上の見積り）関係会社株式の評価」に記載されているとおり、株式会社マキヤ（以下「会社」という。）は当事業年度末の貸借対照表において、株式会社ユージュアル（以下「ユージュアル社」という。）の株式1,993,141千円を、関係会社株式として計上している。</p> <p>市場価格のない関係会社株式については、純資産を基礎とした価額が、帳簿価額を50%程度以上下回る場合に減損処理を行うが、企業結合等により取得した関係会社は、超過収益力が認められる場合には実質価額に反映させて判定している。</p> <p>ユージュアル社の株式の取得価額には、会社が同社の株式を取得した際の事業計画に基づいて見積られた超過収益力が含まれており、金額的重要性が高ことから、関係会社株式の評価が適切に行われない場合、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、超過収益力の評価に影響を与える事業計画には、売上高及び営業利益の将来予測が含まれており、その重要な仮定は売上高成長率及び売上総利益率であるが、当該予測は外部環境の変化等による不確実性及び経営者の判断を伴うものである。</p> <p>以上より、当監査法人は関係会社株式（ユージュアル社）の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式（ユージュアル社）の評価について、主として超過収益力を含む実質価額の著しい下落の有無を検討した。</p> <p>超過収益力を含む実質価額の著しい下落の有無の検討においては、事業計画の達成状況や将来の事業計画の合理性を評価するが、これらの監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「株式会社ユージュアルに係るのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性」と実質的に同一内容であるため、記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとして判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松島 康治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 博生
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マキヤの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。